

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 144 号)の概要

1 改正の概要

麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、平成 23 年度に限り、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者を広げる。

また、平成 17 年度から平成 21 年度にかけて日本脳炎の予防接種の積極的勧奨を差し控えたことにより、接種機会を逸した者について、予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号。以下「政令」という。)で定める定期の予防接種の対象者に該当しない者についても定期接種の対象者となるよう、改正を行う。

さらに、東日本大震災の発生に伴い、定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、一定期間は定期の予防接種を受けられるよう改正を行う。

2 改正内容(1) 麻しん及び風しんの予防接種について

麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行や研修等に行く高校生による麻しんの海外への持ち出し及び海外からの持ち込み等を防止するため、平成 23 年度において、高校 3 年生相当の年齢の者に加え高校 2 年生相当の年齢の者についても、麻しんの第 4 期の定期接種の対象者とする。

また、定期の予防接種においては、一般的に麻しんと風しんの混合ワクチンが用いられていることから、風しんについても同様の措置を講じる。

(2) 日本脳炎の予防接種について

平成 17 年度から平成 21 年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者(平成 7 年 6 月 1 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日生まれ)のうち、政令で定める定期の予防接種の対象者に該当しない者(7 歳 6 月以上 9 歳未満の者及び 13 歳以上 20 歳未満の者)について、定期の予防接種の対象者とする。

(3) 東日本大震災の特例について

東日本大震災の発生に伴うやむを得ない事情により定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、平成 23 年 8 月 31 日までの間は、定期の予防接種の対象者とする。

3 施行日

平成 23 年 5 月 20 日。ただし、東日本大震災の発生に伴う特例措置の規定については、平成 23 年 3 月 11 日に遡って適用する。

予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 62 号)の概要

1 改正の概要

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 144 号。以下「改正政令」という。)の施行に伴い、予防接種実施規則(昭和 33 年厚生省令第 27 号。)において所要の改正を行う。

また、東日本大震災の発生により、一定の間隔において複数回接種が必要な接種について、予定どおりに接種を受けることができない者が発生したことに伴い、予防接種実施規則において所要の改正を行う。

2 改正内容

改正政令において、対象者として特例措置が設けられた者(平成 7 年 6 月 1 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者)における日本脳炎の予防接種について、接種の実施方法を定める。

また、ジフテリア・百日せき及び破傷風並びに日本脳炎の予防接種において、規則で定める複数回接種のそれぞれの間につき間隔を置ける間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、定期の予防接種を受けることができなくなった者について、当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該間隔期間を過ぎてしまっても定期の予防接種とみなすことができるようにする。

3 施行日

平成 23 年 5 月 20 日。ただし、東日本大震災の発生に伴う特例措置の規定については、平成 23 年 3 月 11 日に遡って適用する。